



福岡医発第 933 号 (地)
令和 3 年 6 月 24 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

検査料の点数の取扱いについて

新たな臨床検査 3 件 (E 3 (新項目)) が保険適用されたことに伴い、今般、厚生労働省保険局医療課長から別紙 1 のとおり取り扱う通知が示され、令和 3 年 6 月 1 日から適用となった旨、日本医師会より通知がありました。

本通知の内容について、日本医師会において別紙 2 のとおり整理されておりますので、貴会会員への周知方よろしくお願い致します。

なお、本件につきましては、日本医師会雑誌 8 月号に掲載が予定されており、また、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載されますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

日医発第222号（保73）
令和3年6月11日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
中 川 俊 男
(公印省略)

検査料の点数の取扱いについて

新たな臨床検査3件（E3（新項目））が保険適用され、それに伴い、今般、厚生労働省保険局医療課長から添付資料1のとおり取り扱う通知が示され、令和3年6月1日から適用となりました。

本通知の内容について、本会において添付資料2のとおり整理いたしましたので、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

本件につきましては、日本医師会雑誌8月号に掲載を予定しております。また、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載いたします。

(添付資料)

1. 検査料の点数の取扱いについて
(令3.5.31 保医発0531 第2号 厚生労働省保険局医療課長)
2. 新たに保険適用が認められた検査（日本医師会医療保険課）

保医発0531第2号
令和3年5月31日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
（公印省略）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（公印省略）

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和2年3月5日付け保医発0305第1号）を下記のとおり改正し、令和3年6月1日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

- 1 別添1第2章第3部第1節第1款D012に次を加える。
(51) 診察又は画像診断等により鳥関連過敏性肺炎が強く疑われる患者を対象として、EIA法により、鳥特異的IgG抗体を測定した場合は、本区分の「52」抗トリコスポロン・アサヒ抗体の所定点数を準用して算定する。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- 2 別添1第2章第3部第1節第1款D014に次を加える。
(30) レプチン
ア 脂肪萎縮、食欲亢進、インスリン抵抗性、糖尿病及び脂質異常症のいずれも有する患者に対して、全身性脂肪萎縮症の診断の補助を目的として、ELISA法により、血清中のレプチンを測定した場合は、本区分の「43」抗アクアポリン4抗体の

所定点数を準用して、患者 1 人につき 1 回に限り算定する。

イ 本検査の実施に当たっては、関連学会が定める指針を遵守し、脂肪萎縮の発症時期及び全身性脂肪萎縮症を疑う医学的な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

(31) クロウ・深瀬症候群 (P O E M S 症候群) の診断又は診断後の経過観察の目的として、 E L I S A 法により、血管内皮増殖因子 (V E G F) を測定した場合は、本区分の「39」抗 G M 1 I g G 抗体の所定点数を準用し、月 1 回を限度として算定できる。

(参考：新旧対照表)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和2年3月5日付け保医発 0305 第1号)

改 正 後	現 行
別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部・第2部 (略) 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 D 0 0 0 ~ D 0 1 1 (略) D 0 1 2 感染症免疫学的検査 (1) ~ (50) (略) <u>(51) 診察又は画像診断等により鳥関連過敏性肺炎が強く疑われる患者を対象として、E I A法により、鳥特異的 I g G抗体を測定した場合は、本区分の「52」抗トリコスポロン・アサヒ抗体の所定点数を準用して算定する。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</u> D 0 1 3 (略) D 0 1 4 自己抗体検査 (1) ~ (29) (略) <u>(30) レプチン</u> <u>ア 脂肪萎縮、食欲亢進、インスリン抵抗性、糖尿病及び脂質異常症のいずれも有する患者に対して、全身性脂肪萎縮症の診断の補助を目的として、E L I</u>	別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部・第2部 (略) 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 D 0 0 0 ~ D 0 1 1 (略) D 0 1 2 感染症免疫学的検査 (1) ~ (50) (略) (新設) D 0 1 3 (略) D 0 1 4 自己抗体検査 (1) ~ (29) (略) (新設)

S A 法により、血清中のレプチンを測定した場合は、本区分の「43」抗アクアポリン 4 抗体の所定点数を準用して、患者 1 人につき 1 回に限り算定する。

イ 本検査の実施に当たっては、関連学会が定める指針を遵守し、脂肪萎縮の発症時期及び全身性脂肪萎縮症を疑う医学的な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

(31) クロウ・深瀬症候群（P O E M S 症候群）の診断又は診断後の経過観察の目的として、E L I S A 法により、血管内皮増殖因子（V E G F）を測定した場合は、本区分の「39」抗 G M 1 I g G 抗体の所定点数を準用し、月 1 回を限度として算定できる。

新たに保険適用が認められた検査

令和3年5月31日 保医発 0531 第2号（令和3年6月1日適用）

No.1

測定項目	鳥特異的 IgG
販 売 名	イムノキャップ特異的IgG鳥
区 分	E3（新項目）
測定方法	蛍光酵素免疫測定法（FEIA 法）
主な測定目的	血清中又は血漿中の鳥抗原に対する特異的免疫グロブリン G（IgG）の測定（鳥関連過敏性肺炎の診断補助）
点 数	D012 感染症免疫学的検査 51 抗トリコスポロン・アサヒ抗体 873点
関連する 留意事項の 改正	※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和2年3月5日付け保医発0305第1号）の別添1（医科診療報酬点数表に関する事項）の第2章（特掲診療料）を次のように改める。（変更箇所下線部） 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 D012 感染症免疫学的検査 (1)～(50) (略) <u>(51) 診察又は画像診断等により鳥関連過敏性肺炎が強く疑われる患者を対象として、E I A法により、鳥特異的 I g G抗体を測定した場合は、本区分の「52」抗トリコスポロン・アサヒ抗体の所定点数を準用して算定する。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</u>

No.2

測定項目	レプチン
販 売 名	Leptin ELISA「コスミック」
区 分	E3（新項目）
測定方法	酵素免疫測定法（ELISA法）
主な測定目的	血清中のレプチンの測定（全身性脂肪萎縮症の診断の補助）
点 数	D014 自己抗体検査 43 抗アクアポリン4抗体 1,000点
関連する 留意事項の 改正	※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和2年3月5日付け保医発0305第1号）の別添1（医科診療報酬点数表に関する事項）の第2章（特掲診療料）を次のように改める。（変更箇所下線部） 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 D014 自己抗体検査 (1)～(29) (略) <u>(30) レプチン</u> <u>ア 脂肪萎縮、食欲亢進、インスリン抵抗性、糖尿病及び脂質異常症のいずれも有する患者に対して、全身性脂肪萎縮症の診断の補助を目的として、E L I S A法により、血清中のレプチンを測定した場合は、本区分の「43」抗アクアポリン4抗体の所定点数を準用して、患者1人につき1回に限り算定する。</u> <u>イ 本検査の実施に当たっては、関連学会が定める指針を遵守し、脂肪萎縮の発症時</u>

	<u>期及び全身性脂肪萎縮症を疑う医学的な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</u>
--	---

No.3

測定項目	血管内皮増殖因子（VEGF）
販 売 名	VEGF ELISA キット「フジモト」
区 分	E3（新項目）
測定方法	酵素免疫測定法（ELISA法）
主な測定目的	血清中の血管内皮増殖因子（VEGF）の測定（クロウ・深瀬（POEMS）症候群の診断補助）
点 数	D014 自己抗体検査 39 抗GM1IgG抗体 460点
関連する 留意事項の 改正	※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和2年3月5日付け保医発0305第1号）の別添1（医科診療報酬点数表に関する事項）の第2章（特掲診療料）を次のように改める。（変更箇所下線部）
	第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 D014 自己抗体検査 (1)～(30) （略） <u>(31) クロウ・深瀬症候群（POEMS症候群）の診断又は診断後の経過観察の目的として、ELISA法により、血管内皮増殖因子（VEGF）を測定した場合は、本区分の「39」抗GM1IgG抗体の所定点数を準用し、月1回を限度として算定できる。</u>

（日本医師会医療保険課）